

令和6年第1回湧別町教育委員会臨時会議案

日 時 令和 6年 3月29日 (金)

午後2時00分

場 所 湧別町文化センターさざ波

多目的ホール

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 6年 2月14日		
2	招集の期日	令和 6年 3月29日		
3	会 期	令和 6年 3月29日から 令和 6年 3月29日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	4 名		
6	欠席委員氏名	なし		
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	11 件	11 件	0 件	0 件
	計			
	11 件	11 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和6年教育委員会第3回定例会会議録の承認について
報告第1号	教職員の人事異動について
議案第1号	北海道湧別高等学校存続対策事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
議案第2号	湧別町教育支援委員会委員の委嘱について
議案第3号	湧別町学校運営協議会委員の解任及び任命について
議案第4号	湧別町学校給食センター運営委員の解嘱及び委嘱について
議案第5号	湧別町社会教育委員の解嘱について
議案第6号	湧別町部活動地域移行検討委員会委員の解嘱について
議案第7号	「湧別町の部活動の在り方に関する方針」の改定について
議案第8号	令和6年度湧別町立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制について
議案第9号	教育委員会所管職員の事務分掌異動について

承認第1号

令和6年第3回教育委員会定例会会議録の承認について

記

署名委員 井上久恵氏より報告

令和6年3月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

報告第1号

教職員の人事異動について

令和6年4月1日付けの教職員の人事異動について、次のように報告する。

記

別紙のとおり

令和6年3月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

報告第1号説明資料 別紙1 (小学校・義務教育学校前期)

小 学 校		転 出 者			転 入 者		
職 名	学 校 名	新 任 校	氏 名	備 考	現 在 校	氏 名	備 考
教諭	上湧別小学校	(任期満了)	さとう むつみ 佐藤 睦美	再任用	湧別町立上湧別小学校	さとう むつみ 佐藤 睦美	再任用 フルタイム
教諭	中湧別小学校	(任期満了)	よしはら あかり 吉原 亜花梨	期限付		よねた ひじり 米田 聖	期限付
教諭	中湧別小学校	(任期満了)	ひきち ゆかり 引地 ゆかり	再任用	湧別町立中湧別小学校	ひきち ゆかり 引地 ゆかり	再任用 フルタイム
教諭	富美小学校	芭露学園 (前期)	かわばた みか 河端 美夏		(定数減)		
教諭	ゆうべつ学園 (前)	北見市立留辺蘂小学校	いり としあき 井理 聡昭	教頭昇任	湧別町立ゆうべつ学園 (後)	むらはし あゆみ 村橋 歩	
教諭	ゆうべつ学園 (前)	紋別市立潮見小学校	たなか えり 田仲 えり		紋別市立南丘小学校	よこやま てつこ 横山 哲子	
教諭	ゆうべつ学園 (前)	深川市立深川中学校	くにしま あさき 國嶋 朝生		遠軽町立丸瀬布小学校	さかい かずひと 酒井 一人	
教諭	ゆうべつ学園 (前)		すみよし はなえ 住吉 花恵	自己都合 退職	置戸町立置戸小学校	おおた あい 太田 愛	
教諭	ゆうべつ学園 (前)		なら だいき 奈良 大樹	自己都合 退職	湧別町立ゆうべつ学園 (後)	おおくぼ ゆき 大久保 侑季	
教諭	ゆうべつ学園 (前)	(欠員補充)				いとう たくみ 伊藤 拓海	新採用
教諭	ゆうべつ学園 (前)	(定数増)				やまぐち たくみ 山口 拓海	新採用
教諭	ゆうべつ学園 (前)	(任期満了)	やまぐち こういち 山口 幸一	再任用	湧別町立ゆうべつ学園 (前)	やまぐち こういち 山口 幸一	再任用 フルタイム
教諭	ゆうべつ学園 (前)		かみやま たかひろ 上山 蒼広	期限付		さとう さとこ 佐藤 聡子	期限付

小 学 校		転 出 者			転 入 者		
職 名	学 校 名	新 任 校	氏 名	備 考	現 在 校	氏 名	備 考
教諭	芭露学園（前）	北見市立北光小学校	やまなか 山中 <small>あこ</small> 亜湖		湧別町立富美小学校	かわばた 河端 <small>みか</small> 美夏	
教諭	芭露学園（前）	（定数増）			北見市立北光小学校	しみず 清水 <small>ふさこ</small> 総子	
教諭	芭露学園（前）	（定数増）				みさわ 三澤 <small>ひなた</small> 陽向	新採用
養護教諭	上湧別小学校	（任期満了）	たかはし 高橋 <small>なつみ</small> 菜摘	期限付		むらかみ 村上 <small>はな</small> 花菜	期限付
養護教諭	中湧別小学校	（欠員）				いわき 岩城 <small>みう</small> 美羽	期限付
養護教諭	開盛小学校	（任期満了）	あおやま 青山 <small>かな</small> 佳奈	期限付	湧別町立開盛小学校	あおやま 青山 <small>かな</small> 佳奈	期限付
養護教諭	富美小学校		こばやし 小林 <small>ゆうな</small> 優菜	自己都合 退職	（定数減）		

報告第1号説明資料 別紙2 (中学校・義務教育学校後期)

中 学 校		転 出 者			転 入 者		
職 名	学 校 名	新 任 校	氏 名	備 考	現 在 校	氏 名	備 考
教諭	上湧別中学校		おざき あき 尾崎 亜季	自己都合 退職	網走市立第二中学校	まつお ひろき 松尾 広樹	
教諭	上湧別中学校	興部町立興部中学校	てらやま 寺山いずみ		(定数減)		
教諭	上湧別中学校	(定数増・免外加配)				あべ しょうた 阿部 翔太	新採用
教諭	上湧別中学校	(任期满了)	よしふじ きとし 吉藤 聡	再任用		くろかわ みわこ 黒川 美環子	期限付
教諭	ゆうべつ学園 (後)	湧別町立ゆうべつ学園 (前)	おおくぼ ゆき 大久保 侑季		網走市立呼人中学校	ほりさわ さゆり 堀澤 さゆり	
教諭	ゆうべつ学園 (後)	北見市立高栄中学校	たにかわ りょうた 谷川 亮太			もりもと あやめ 森本 あやめ	新採用
教諭	ゆうべつ学園 (後)	沼田町立沼田小学校	いしはら ももこ 石原 桃子		(定数減)		
教諭	ゆうべつ学園 (後)	湧別町立ゆうべつ学園 (前)	むらはし あゆみ 村橋 歩		(定数減)		
教諭	ゆうべつ学園 (後)	北見市立南中学校	たまき ゆうや 田牧 侑也		(定数減)		
教諭	ゆうべつ学園 (後)		かぶともし まゆ 兜森 麻由	任期满了	湧別町立上湧別中学校	わこう さちこ 若生 佐智子	期限付
教諭	芭露学園 (後)	北見市立小泉中学校	おおの ただひろ 大野 忠宏		(定数減)		
養護教諭	上湧別中学校	遠軽町立生田原小学校	たかみや ゆみこ 高宮 由美子		北見市立留辺蘂小学校	にのみね あすか 二峰 明日香	

報告第1号説明資料 別紙3 (北海道湧別高等学校)

北海道湧別高等学校		転 出 者			転 入 者			
職 名	教科	新 任 校	氏 名	備 考	現 在 校	教科	氏 名	備 考
校長	英語	弟子屈高等学校	たかの たつひこ 高野 龍彦		旭川東高等学校	地歴公民	こんの ひろとも 今野 博友	採用
教諭	理科	清里高等学校	鼻和 大地		(定数減)			
教諭	商業情報	美幌高等学校	あらい かおり 荒井 香保里		有朋高等学校	商業情報	こが ゆうすけ 古賀 悠祐	
教諭	家庭	滝川西高等学校	かとう あかね 加藤 安香音			家庭	かまた るな 鎌田 瑠奈	
教諭	数学	芽室高等学校	たかまつ ともあき 高松 朋亮		奥尻高等学校	数学	みなみ りゅうどう 南 龍童	
養護教諭			やまだ しおり 山田 志保里	産休	遠別農業高等学校		てらにし たかこ 寺西 貴子	

議案第 1 号

北海道湧別高等学校存続対策事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

北海道湧別高等学校存続対策事業実施要綱（平成 23 年教育委員会告示第 3 号）の一部を改正する要綱を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和 6 年 3 月 29 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

生徒会等事業補助の内容を生徒募集のための補助と分け、それぞれの内容を明確にするため、本要綱を改正するものである。

北海道湧別高等学校存続対策事業実施要綱の一部を改正する要綱

北海道湧別高等学校存続対策事業実施要綱（平成23年教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第2条 存続対策事業とは、次の各号に掲げる事業をいう。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 生徒会事業補助事業</p> <p>(10) 略</p> <p><u>(11) 生徒募集事業補助事業</u></p> <p>(補助内容)</p> <p>第3条 前条に掲げる補助事業の内容及び補助率等については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 教科書等購入費補助<u>事業</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) 学力向上推進費補助<u>事業</u></p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(3) 海外交流派遣費用補助<u>事業</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 部活動クリニック補助<u>事業</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(6) 部活動合宿遠征費補助<u>事業</u></p> <p>ア～エ 略</p> <p>(7) 学校体育文化活動費補助<u>事業</u></p> <p>ア～ク 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 存続対策事業とは、次の各号に掲げる事業をいう。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 生徒会<u>等</u>事業補助事業</p> <p>(10) 略</p> <p>(補助内容)</p> <p>第3条 前条に掲げる補助事業の内容及び補助率等については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 教科書等購入費補助</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) 学力向上推進費補助</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>(3) 海外交流派遣費用補助</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 部活動クリニック補助</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(6) 部活動合宿遠征費補助</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(7) 学校体育文化活動費補助</p> <p>ア～ク 略</p>

改正後	改正前
<p>(8) <u>通学費補助事業</u> ア～キ 略</p> <p>(9) <u>生徒会事業補助事業</u> ア 北海道湧別高等学校PTAが、<u>北海道湧別高校生徒会が行う湧別高校の魅力向上に繋げるための事業で教育委員会が認めた事業に助成をする場合、事業費の10分の10以内を補助するものとし、1事業につき50万円を限度とする。</u> イ～エ 略</p> <p>(10) <u>部活動交通費補助事業</u> ア～エ 略</p> <p>(11) <u>生徒募集事業補助事業</u> ア <u>北海道湧別高等学校PTAが、生徒募集に関する費用を助成する場合、事業費の10分の10以内を補助するものとし、1事業につき50万円を限度とする。</u> イ <u>補助金を申請しようとする者は、次に掲げる書類を教育長に提出するものとする。</u> <u>(ア) 事業計画書</u> <u>(イ) 収支予算書</u> ウ <u>申請者は、事業終了後速やかに補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて教育長に提出するものとする。</u> <u>(ア) 事業報告書</u> <u>(イ) 収支決算書</u> エ <u>補助金の申請にあつては、北海道湧別高等学校PTAの申請による。</u></p>	<p>(8) 通学費補助 ア～キ 略</p> <p>(9) <u>生徒会等事業補助</u> ア <u>北海道湧別高校生徒会又は北海道湧別高等学校PTAが、湧別高校の魅力向上に繋げるための事業で教育委員会が認めた場合、事業費の10分の10以内を補助するものとし、1事業につき50万円を限度とする。</u> イ～エ 略</p> <p>(10) 部活動交通費補助 ア～エ 略</p>

別表第2（第3条関係）

経費区分	内容
交通費	略
宿泊料	略
大会参加料	略
その他競技会 参加に係る必 要経費	(1)～(4) 略 (5) 第3条第7号エに規定する日数以外に、主将会議等 に出席しなければならない場合、 <u>交通費及び宿泊料</u> を支給する。 (6)及び(7) 略

別表第2（第3条関係）

経費区分	内容
交通費	略
宿泊料	略
大会参加料	略
その他競技会 参加に係る必 要経費	(1)～(4) 略 (5) 第3条第7号エに規定する日数以外に、主将会議等 に出席しなければならない場合、 <u>交通費、宿泊料、 昼食代及び夕食代</u> を支給する。 (6)及び(7) 略

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

議案第2号

湧別町教育支援委員会委員の委嘱について

湧別町教育支援委員会委員として次の者の委嘱を行いたいので、湧別町教育支援委員会設置条例（令和2年3月6日条例第6号）第3条第2項の規定に基づき、候補者名簿を提出し教育委員会の議決を求める。

記

1. 教育支援委員会委員候補者名簿 別紙のとおり
2. 任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

令和6年3月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

令和6年3月31日を以って任期満了となる委員の内、湧別町教育支援委員会設置条例第3条第2項第1号及び第3号の職にある、校長及び医師について委嘱しようとするものである。

議案第2号説明資料

湧別町教育支援委員会委員候補者名簿

No.	所 属	職 名	氏 名	区 分	備 考
1	上湧別小学校	校 長	佐 上 義 朗	第3条第2項第1号	
2	中湧別小学校	校 長	早 川 大 介	”	
3	開盛小学校	校 長	落 合 利 広	”	
4	富美小学校	校 長	長 崎 祐 紀	”	
5	上湧別中学校	校 長	綾 部 雅 一	”	
6	ゆうべつ学園	校 長	若 松 征 一		
7	芭 露 学 園	校 長	川 上 智 広	”	
8	曾 我 病 院	医 師	澁 谷 努	第3条第2項第3号	学校医
9	ゆうゆう厚生 クリニック	医 師	桂 敦 史	”	”

任 期 自 令和6年4月 1日

至 令和8年3月31日

議案第 3 号

湧別町学校運営協議会委員の解任及び任命について

湧別町学校運営協議会委員の解任及び任命について、湧別町学校運営協議会規則（平成 29 年教育委員会規則第 3 号）第 4 条の規定により教育委員会の議決を求める。

記

別紙のとおり

令和 6 年 3 月 29 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

湧別町学校運営協議会規則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する委員に異動があったため後任を任命しようとするものである。

学校運営協議会委員解任者名簿

協議会名	氏 名	勤務先・職名等	年齢	区分	解任日
上湧別小学校	吉村 憲彦	上湧別小学校 教頭	52	4	令和6年3月31日
ゆうべつ学園	杉山 英司	ゆうべつ学園 校長	51	4	令和6年3月31日
芭露学園	榊原 直人	芭露学園 教頭	51	4	令和6年3月31日

学校運営協議会委員任命者名簿

協議会名	氏 名	勤務先・職名等	年齢	区分	任 期
上湧別小学校	谷口 崇史	上湧別小学校 教頭	47	4	令和6年4月1日～ 令和7年4月30日
ゆうべつ学園	若松 征一	ゆうべつ学園 校長	54	4	令和6年4月1日～ 令和7年4月30日
ゆうべつ学園	宮崎 純信	ゆうべつ学園 教頭	53	4	令和6年4月1日～ 令和7年4月30日

議案第4号

湧別町学校給食センター運営委員の解嘱及び委嘱について

湧別町学校給食センター運営委員として次の者を解嘱及び委嘱したいので、湧別町学校給食センター条例（平成21年条例第91号）第5条第3項の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

1. 学校給食センター運営委員候補者名簿 別紙のとおり
2. 任 期 令和6年4月1日から令和7年12月8日まで

令和6年3月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

条例施行規則第7条第3号に規定する者に異動があったため後任を委嘱しようとするものである。

議案第4号説明資料

学校給食センター運営委員解嘱者名簿

解嘱年月日 令和6年3月31日

住 所	氏 名	役 職 名	備 考
湧別町錦町	杉山 英司	ゆうべつ学園校長	

学校給食センター運営委員委嘱者名簿

任期 令和6年4月1日から令和7年12月8日

住 所	氏 名	役 職 名	備 考
湧別町錦町	若松 征一	ゆうべつ学園校長	

議案第 5 号

湧別町社会教育委員の解嘱について

湧別町社会教育委員の解嘱について、湧別町社会教育委員設置条例（平成 21 年条例第 92 号）第 6 条の規定により教育委員会の議決を求める。

記

1. 住所及び氏名

住 所	氏 名
湧別町中湧別南町	高野 龍彦（湧別高等学校長）

2. 解嘱年月日 令和 6 年 3 月 31 日

令和 6 年 3 月 29 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

異動に伴い町外転出されるため、解嘱しようとするものである。

議案第6号

湧別町部活動地域移行検討委員会委員の解嘱について

湧別町部活動地域移行検討委員会委員の解嘱について、湧別町部活動地域移行検討委員会設置要綱（令和5年教育委員会告示第14号）の規定により教育委員会の議決を求める。

記

1. 住所及び氏名

住 所	氏 名
湧別町錦町	杉山 英司（ゆうべつ学園校長）
湧別町中湧別南町	高野 龍彦（湧別高等学校長）

2. 解嘱年月日 令和6年3月31日

令和6年3月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

異動に伴い町外転出されるため、解嘱しようとするものである。

議案第7号

「湧別町の部活動の在り方に関する方針」の改定について

「湧別町の部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月教育委員会決定）を次のとおり改定する。

記

別紙のとおり

令和6年3月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

「北海道の部活動の在り方に関する方針」が改定されたことから、これに準じ町立学校における部活動の適切な運営のための体制整備を推進するため、本方針を改定するものである。

「湧別町の部活動の在り方に関する方針」新旧対照表

改正後	改正前
湧別町の部活動の在り方に関する方針 (平成31年3月湧別町教育委員会決定) (令和6年3月 日一部改正)	湧別町の部活動の在り方に関する方針 (平成31年3月湧別町教育委員会決定)
目次 略	目次 略
町方針策定の趣旨等 ○ 本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月文化庁)を統合した「 <u>学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン</u> 」(令和4年7月スポーツ庁・文化庁)に則り、「 <u>北海道の部活動の在り方に関する方針</u> 」(平成31年1月策定・令和5年3月、令和6年3月改正 北海道・北海道教育委員会)を参考に、中学校及び義務教育学校後期課程(以下「中学校」という。)段階における運動部及び文化部を対象として、本町の生徒及び教職員の実情を踏まえ「 <u>湧別町の部活動の在り方に関する方針</u> 」(平成31年3月策定)を改定するものである。	町方針策定の趣旨等 ○ 本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月文化庁)に則り、「 <u>北海道の部活動の在り方に関する方針</u> 」(平成30年1月北海道・北海道教育委員会)を参考に、中学校及び義務教育学校後期課程(以下「中学校」という。)段階における運動部及び文化部を対象として、本町の生徒及び教職員の実情を踏まえ「 <u>湧別町における部活動の方針</u> 」を策定するものである。
○ 学校の運動部及び文化部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者(以下「部活動顧問」という。)の指導の下、学校教育の一環として行われ、町のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきた。	○ 学校の運動部及び文化部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者(以下「部活動顧問」という。)の指導の下、学校教育の一環として行われ、町のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきた。
○ 生徒の自主性・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、 <u>文化・芸術</u> 及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的に意義が大きい。	○ 生徒の自主性・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、 <u>文化</u> 及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的に意義が大きい。
○ また、スポーツ医・科学の観点から、成長期にある生徒が、運動、食事、休憩及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮や、教職員の勤務負担軽減に向けた取組が一層求められている。	○ また、スポーツ医・科学の観点から、成長期にある生徒が、運動、食事、休憩及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮や、教職員の勤務負担軽減に向けた取組が一層求められている。

改正後	改正前
<p>○ しかしながら、少子化による生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況が生じ、複数校合同チームでの大会出場や部の廃止を余儀なくされている状況であることから、町教育委員会では、生徒が他校の運動部活動に参加する「オール湧別方式（学校間連携方式）」を導入することとし、町内の運動部及び文化部活動の環境を最大限に活用できるシステムの構築に努めていく。</p> <p>○ 本町においては、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、今後においても継続可能な部活動とするため、本方針をもって、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい部活動の実現に向けて取組むものとする。</p> <p>○ なお、町方針は、主として中学校段階の運動部及び文化部活動を念頭に置いたものであるが、基本的な考え方は、<u>小学校及び義務教育学校前期課程</u>の課外活動にも適用できるものであることから、原則としてこの町方針に準じて行うものとする。</p>	<p>○ しかしながら、少子化による生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況が生じ、複数校合同チームでの大会出場や部の廃止を余儀なくされている状況であることから、町教育委員会では、生徒が他校の運動部活動に参加する「オール湧別方式（学校間連携方式）」を導入することとし、町内の運動部及び文化部活動の環境を最大限に活用できるシステムの構築に努めていく。</p> <p>○ 本町においては、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、今後においても継続可能な部活動とするため、本方針をもって、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい部活動の実現に向けて取組むものとする。</p> <p>○ なお、町方針は、主として中学校段階の運動部及び文化部活動を念頭に置いたものであるが、基本的な考え方は、<u>小学校</u>の課外活動にも適用できるものであることから、原則としてこの町方針に準じて行うものとする。</p>
<p>1 適切な運営のための体制整備</p> <p>(1) 部活動の方針の策定等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 指導・運営に係る体制の構築</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p>	<p>1 適切な運営のための体制整備</p> <p>(1) 部活動の方針の策定等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 指導・運営に係る体制の構築</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p>

改正後	改正前
<p>エ 町教育委員会は、各学校の規模、部活動の実施状況などを踏まえ、部活動指導員の配置希望の状況などを把握しながら、必要に応じて部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める。</p> <p>なお、部活動指導員の任用・配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関して<u>指導し徹底させる。</u></p> <p>オ <u>校長は部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないことを徹底し、部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。</u></p> <p>また、町教育委員会は、部活動顧問が、部活動の運営方法や指導方法等の理解を深めることができるよう、研修の充実に努める。</p> <p>カ 略</p>	<p>エ 町教育委員会は、各学校の規模、部活動の実施状況などを踏まえ、部活動指導員の配置希望の状況などを把握しながら、必要に応じて部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める。</p> <p>なお、部活動指導員の任用・配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、<u>関係団体の協力を得ながら研修を行う。</u></p> <p>オ <u>町教育委員会は部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないことの徹底、また、学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。</u></p> <p>また、町教育委員会は、部活動顧問が、部活動の運営方法や指導方法等の理解を深めることができるよう、研修の充実に努める。</p> <p>カ 略</p>
<p>※1 部活動指導員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。（部活動指導に協力する「外部指導者等」とは異なる。） ・学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動実技指導、大会・練習試合の引率等を行い、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命ずることができる。 ・学校教育について理解し、適切な指導を行うために、任用前及び任用後の定期において研修を受ける。 <p>2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組</p> <p>(1) 運動部活動における適切な指導の実施</p> <p>ア <u>校長、運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、運動部活動の実施に</u></p>	<p>※1 部活動指導員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。（部活動指導に協力する「外部指導者等」とは異なる。） ・学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動実技指導、大会・練習試合の引率等を行い、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命ずることができる。 ・学校教育について理解し、適切な指導を行うために、任用前及び任用後の定期において研修を受ける。 <p>2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組</p> <p>(1) 運動部活動における適切な指導の実施</p> <p>ア <u>校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化</u></p>

改正後	改正前
<p>当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。</p> <p>イ 校長は、<u>運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者</u>に対し、次のことを指導・徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適正に取る必要があること。 ○ 過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。 ○ 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。 ○ 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。 ○ 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。 <p>(2) 文化部活動における適切な指導の実施</p> <p>ア 校長、<u>文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者</u>は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理(障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。</p>	<p>や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。</p> <p>イ 校長は、<u>運動部顧問</u>に対し、次のことを指導・徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適正に取る必要があること。 ○ 過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。 ○ 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。 ○ 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。 ○ 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。 <p>(2) 文化部活動における適切な指導の実施</p> <p>ア 校長<u>及び文化部顧問</u>は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理(障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。</p>

改正後	改正前
<p>イ <u>校長は、文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者</u>に対し、次のことを指導・徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取る</u>が必要であること。 ○ <u>過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと</u>等を正しく理解すること。 ○ 生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。 ○ 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上や大会、コンクール等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。 ○ 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。 <p>(3) 部活動用指導手引の普及・活用 略</p> <p>3 適切な休養日等の設定</p> <p>ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。</p> <p><u>〈休養日の設定〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学期中は、週当たり2日以上<u>の休養日を設ける</u>(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。) <p>また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。</p> <p>休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。</p>	<p>イ <u>校長は、文化部顧問</u>に対し、次のことを指導・徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>休養を適切に取る</u>が必要であること。 ○ <u>活動内容に即しながら過度の練習が様々なリスクを高めること</u>等を正しく理解すること。 ○ 生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。 ○ 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上や大会、コンクール等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。 ○ 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。 <p>(3) 部活動用指導手引の普及・活用 略</p> <p>3 適切な休養日等の設定</p> <p>ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学期中は、週当たり2日以上<u>の休養日を設ける</u>(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。) <p>また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。</p> <p>休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。</p> <p><u>大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合(中体連、中文連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間</u></p>

改正後	改正前
<p>○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。 また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。</p> <p><u>〈活動時間の設定〉</u></p> <p>○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 <u>大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養をとることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。</u></p> <p>なお、<u>活動場所で測定した暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。</u></p>	<p><u>の場合)は、代替の休養日を実施する。</u></p> <p>○ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。 また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。</p> <p>○ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 <u>休業日の活動時間は、大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、中体連、中文連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合は、下記ウの活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができる。ただし、こうした取扱いをした場合であっても、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教員の負担軽減に十分留意する。</u> なお、<u>気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯は、原則として活動を行わない。</u></p> <p><u>ただし、弾力的に休養日等を設定する際には、校長からの申出があった部活動が、学校の設置者が別に定める要件に当てはまる場合に、下記イの活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができるものとし、学校全体として、持続可能な部活動の運営体制の構築を図る。</u> <u>その際、当該部活動の活動計画及び活動実績を町教育委員会に提出する。</u></p> <p><u>イ 上記アに掲げる原則(休養日～週2日以上(平日1日以上・週末1日以上)、活動時間～平日2時間程度・休業日3時間程度)の特例(大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合)における弾力的な休養日等の設定に当たっては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教師の負担軽減の観点から、活動時間の上限は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア)活動時間の上限</u></p> <p><u>a 1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>イ</u> 校長は、1 (1)アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、町教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。</p> <p><u>ウ</u> 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、次のような実施の仕方も考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、<u>湧別町</u>共通の部活動休養日を設けること。 ○ 週間、月間単位での活動頻度・時間の目安を定めること。 <p>4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備 (1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成 ア 略</p>	<p><u>ウ</u> 本道の地域特性から、積雪のため屋外での活動が制限される部活動や、主に冬季に行われる部活動等についても、<u>休養日及び活動時間は上記アの基準を原則とするが、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次のような実施の仕方も考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること。</u> ○ <u>活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)が3時間程度となるように実施すること。</u> <p><u>ただし、こうした実施の仕方の場合であっても、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、上記アの基準と異なる休養日や活動時間の設定が常態化しないよう休養日や活動時間を設定する。</u></p> <p><u>エ</u> 校長は、1 (1)アに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、町教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。</p> <p><u>オ</u> 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、次のような実施の仕方も考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体、<u>市町村</u>共通の部活動休養日を設けること。 ○ 週間、月間単位での活動頻度・時間の目安を定めること。 <p>4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備 (1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成 ア 略</p>

改正後	改正前
<p>イ 町教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の<u>種目の部活動</u>を設けることができない場合には、生徒の<u>スポーツ・文化活動</u>の機会が損なわれることのないように、複数校の生徒が拠点校の<u>部活動</u>に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。</p> <p>なお、複数校合同チーム及び団体の参加資格等の見直しが行われるよう、必要に応じて、関係団体との連携を図る。</p> <p>ウ 町教育委員会は、生徒が他校の運動部及び文化部活動に参加するオール湧別方式（学校間連携方式）の推進を図り、具体的取組方法については別に定めることとする。</p> <p>(2) 地域との連携等</p> <p>ア 町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ<u>機会の充実や家庭の経済状況を問わず</u>スポーツ・芸術文化等の活動に親しむことができるようにする観点から、学校や地域の実態に応じて地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。<u>また、その際、部活動地域移行検討委員会等を活用し、地域における行政、学校スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有しながら、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議することとする。</u></p> <p>イ 町教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・芸術文化等の各種活動に親しめる場所が確保できるよう、<u>学校運営に支障のない範囲で関係規定に則り</u>学校施設開放事業を推進する。</p> <p>ウ 略</p>	<p>イ 町教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の<u>競技の運動部</u>を設けることができない場合には、生徒の<u>スポーツ活動</u>の機会が損なわれることのないように、複数校の生徒が拠点校の<u>運動部活動</u>に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。<u>また、文化部活動についても、生徒の文化活動の機会が損なわれることのないよう、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。</u></p> <p>なお、複数校合同チーム及び団体の参加資格等の見直しが行われるよう、必要に応じて、関係団体との連携を図る。</p> <p>ウ 町教育委員会は、生徒が他校の運動部及び文化部活動に参加するオール湧別方式（学校間連携方式）の<u>構築と</u>推進を図り、具体的取組方法については別に定めることとする。</p> <p>(2) 地域との連携等</p> <p>ア 町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ<u>機会の充実の観点から、また、家庭の経済状況を問わず</u>スポーツ・芸術文化等の活動に親しむことができるようにする観点から、学校や地域の実態に応じて、<u>地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。</u></p> <p>イ 町教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・芸術文化等の各種活動に親しめる場所が確保できるよう、<u>学校施設開放事業を推進する。</u></p> <p>ウ 略</p>

改正後	改正前
<p>5 学校単位で参加する大会等の見直し</p> <p>ア 町教育委員会は、学校の部活動が週末等に開催される様々な大会、コンクール等（地域からの要請により参加する地域の行事・催し等を含む。以下同じ。）の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、<u>環境整備を進める。</u></p> <p>イ 校長は、<u>本方針の「3適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、学校の部活動が参加する大会等（地域からの要請により参加する地域行事・催し等を含む。以下同じ。）の回数に上限の目安等</u>を定め、参加する大会等を精査する。</p> <p>6 部活動の充実に向けて</p> <p>(1) 部活動指導の充実を図る取組 略</p> <p>(2) 女子の指導に当たっての留意点 略</p> <p>(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり</p> <p>部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、<u>部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者</u>に対して、次のことを指導・徹底する。</p> <p>○ 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であることを、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、<u>部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者</u>と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること。</p> <p>○ <u>部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者</u>と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないこと。</p>	<p>5 学校単位で参加する大会等の見直し</p> <p>ア 町教育委員会は、学校の部活動が週末等に開催される様々な大会、コンクール等（地域からの要請により参加する地域の行事・催し等を含む。以下同じ。）の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、<u>大会等の統廃合等を主催者や競技団体等に要請する。</u></p> <p>イ 校長は、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、学校の部活動が参加する<u>大会、コンクール等</u>の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。</p> <p>6 部活動の充実に向けて</p> <p>(1) 部活動指導の充実を図る取組 略</p> <p>(2) 女子の指導に当たっての留意点 略</p> <p>(3) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり</p> <p>部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、校長は、<u>部活動顧問</u>に対して、次のことを指導・徹底する。</p> <p>○ 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であることを、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、<u>部活動顧問</u>と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること。</p> <p>○ <u>部活動顧問</u>と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないこと。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり</p> <p>校長は、部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、<u>部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者</u>に対して、次のことを指導・徹底する。</p> <p>○ <u>部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者</u>が、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。</p> <p>(5) 家庭との連携を図る取組 略</p> <p>(6) 障がいのある生徒の部活動の充実 略</p>	<p>(4) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり</p> <p>校長は、部活動においては、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められることを踏まえ、<u>部活動顧問</u>に対して、次のことを指導・徹底する。</p> <p>○ <u>部活動顧問</u>が、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。</p> <p>(5) 家庭との連携を図る取組 略</p> <p>(6) 障がいのある生徒の部活動の充実 略</p>

議案第8号

令和6年度湧別町立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制について

令和6年度湧別町立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編成を次のように決定する。

記

別紙のとおり

令和6年3月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

令和6年度の湧別町立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制を決定しようとするものである。

議案第8号説明資料

令和6年度湧別町立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制について

1. 小学校

学級数

区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	特別支援学級	計
上湧別小学校	1	1	1		1		2 知的1 自閉情緒1	6
中湧別小学校	1	1	1	1	1	1	4 知的1 自閉情緒2 言語1	10
開盛小学校	1		1		1		1 自閉情緒1	4
富美小学校	-	1		-	1			2

2. 中学校

学級数

区分	第1学年	第2学年	第3学年	特別支援学級	計
上湧別中学校	1	1	1	3 知的1 自閉情緒2	6

3. 義務教育学校

学級数

区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	特別支援学級	計
	第7学年		第8学年		第9学年			
ゆうべつ学園 (前期課程)	1	1	1	1	1	1	2 知的1 自閉情緒1	8
ゆうべつ学園 (後期課程)	1		1		1		1 肢体1	4
芭露学園 (前期課程)	1	1	1		1		3 知的1 自閉情緒1 肢体1	7
芭露学園 (後期課程)	1		1		1			3

議案第9号

教育委員会所管職員の事務分掌異動について

教育委員会所管職員の事務分掌異動を次のように行いたいので、教育委員会の同意を
求める。

記

- 1 事務分掌異動日 令和6年4月1日
- 2 事務分掌異動対象者 別紙のとおり

令和6年3月29日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

教育委員会の円滑な組織体制を図るため、教育委員会所管職員の事務分掌異動を行う
ものである。

教育委員会人事			
現	新	職・氏名	発令事項
教育総務課長	商工観光課長	課長 大口 貢	町長部局に出向を命ずる
社会教育課長	総務課長 中湧別出張所長事務取扱	課長 坂本 雄仁	町長部局に出向を命ずる
教育総務課主幹 教育総務課教育管理グループリーダー	教育総務課長	主幹 佐藤 美貴	課長を命ずる 給料表6級を決定する 48号俸を給する 教育総務課長を命ずる
企画財政課主幹 企画財政課企画グループリーダー 兼企画財政課財政グループリーダー	社会教育課長	西海谷 巧	湧別町教育委員会職員に任命する 課長を命ずる 給料表6級を決定する 55号俸を給する
		課長 西海谷 巧	社会教育課長を命ずる
教育総務課主幹 教育総務課指導室グループリーダー 兼教育総務課学校教育グループリーダー	教育総務課学校教育グループリーダー 教育総務課教育管理グループリーダー 教育総務課指導室グループリーダー	主幹 大西 久践	教育総務課学校教育グループリーダーを命ずる 兼ねて教育総務課教育管理グループリーダーを命ずる 兼ねて教育総務課指導室グループリーダーを命ずる
教育総務課主幹 (学校教育グループ)	総務課総務グループリーダー	主幹 宍戸 和幸	町長部局に出向を命ずる

現	新	職・氏名	発令事項
総務課総務グループ 主任 文部科学省派遣	教育総務課指導室主査 学校教育グループ 主査	福本 豊	湧別町教育委員会職員に任命する 主査を命ずる 給料表4級を決定する 23号俸を給する
		主査 福本 豊	教育総務課指導室主査を命ずる 兼ねて学校教育グループ 主査を命ずる
水産林務課水産林務グループ	教育総務課 教育管理グループ	奥山 颯太	湧別町教育委員会職員に任命する 主事を命ずる 1級20号俸を給する
		主事 奥山 颯太	教育総務課教育管理グループ を命ずる